

十和田市事業継続緊急対策給付金事業に係るQ&A

【飲食業者】

問1 対象となる事業者を具体的に教えてください。

市内に店舗を有し、食品衛生法に基づく営業許可を受けて、日本標準産業分類における次のいずれかに該当する飲食業を営む方です。

- 客の注文に応じて調理した飲食料品をその場で飲食させる（店内飲食）
- // 持ち帰る状態で提供する（テイクアウト）
- // 客の求める場所へ届ける（デリバリー）

ただし、社員食堂や宿泊施設内の食事会場など、特定の者に対してのみ飲食を提供している者は対象外となります。

また、スーパーマーケット、コンビニエンスストアなどの小売りを営業の主体としていると認められる店舗は、製造・卸売・小売業のページをご覧ください。

問2 提出書類を教えてください。

全業種共通の①～③の他、次の書類を添付してください。（※前回の申請時に提出されている場合は省略可。ただし、許可期間が切れている場合や、事業内容が変更となっている場合は、最新のを提出してください。）

- 食品衛生法に基づく飲食店営業許可証の写し
- 感染対策を講じていることがわかる書類（次のいずれか）
 - ・「青森県新しい生活様式対応推進応援金」の給付を受けた方は、その支給決定通知書の写し
 - ・「あおり飲食店感染防止対策認証ステッカー」の配付を受けている方は、認定書又はステッカーの写し
 - ・3種類以上の感染対策取組み状況がわかる写真等（例：消毒液・パーティション・店内への注意喚起の掲示など。詳細は『問26』をご覧ください。）

※市・十和田商工会議所・十和田湖商工会が作成した「安心対策実施店ステッカー」または市・十和田市飲食業協会が作成した「安心対策実施店ステッカー」の配付を受けている店舗は、省略することができます。

問3 一つの店舗内で飲食業と飲食以外の事業を行っています。対象となりますか。

一つの店舗内で複数の事業を営んでいる場合であっても、飲食業の売上高が30%以上減少している場合は対象となります。

ただし、飲食業だけの売上がわかる資料（任意様式）を提出してください。（帳簿の「売上高」の脇に手書きで、「うち飲食〇〇〇円」と記入しても可。）

問4 1階で飲食店、2階でスナックを営業していますが、2店舗分対象となりますか。

屋号が異なる、それぞれで飲食店の営業許可を受けている等、別店舗と判断できれば2店舗分が対象となります。

十和田市事業継続緊急対策給付金事業に係るQ&A

【飲食業者】

問5 飲食店を2店舗経営しており、A店は売上高が50%以上減少しているがB店は10%増加しています。トータルの売上高が30%以上減少していれば、2店舗分対象となりますか。

市内で営む飲食店舗の総売上高が30%以上減少していれば対象となります。上記の場合は、2店舗分を給付します。

ただし、店舗ごとの売上高のわかる資料（任意様式）を提出してください。（帳簿の「売上高」の脇に手書きで、「うちA店〇〇円、B店〇〇円」と記入しても可。）

問6 日中休んでいる店舗を間借りして、飲食店を営業しています。対象となりますか。

屋号が異なる、それぞれで飲食店の営業許可を受けている等、別店舗と判断できればそれぞれが対象となります。

問7 作り置きした食品をビュッフェスタイルで提供しています。対象となりますか。

飲食店として、その場で飲食させる店舗のため対象となります。

問8 複数店舗を有しており、十和田店の売上は減少していないが、会社全体でみると30%以上減少しています。対象となりますか。

十和田市内の店舗の減収を基準としています。十和田店の売上が30%以上減少していないため対象となりません。

問9 複数店舗を有しており、会社全体の売上は減少していないが、十和田店は30%以上減少しています。対象となりますか。

十和田市内の店舗の減収を基準としています。十和田店の売上が30%以上減少していれば対象となります。

問10 十和田市民だが市外に店舗があります。市外の店舗は対象となりますか。

市外の店舗は対象外となります。国や県等の支援をご活用ください。

問11 宿泊施設内で飲食店を営んでいます。対象となりますか。

宿泊者専用の食事会場は宿泊施設の一部とみなしますので対象外となります。ただし、宿泊者以外にも広く一般の方に飲食物を提供する飲食店舗であれば対象となります。

なお、旅館業法に基づく旅館・ホテル・簡易宿泊所を営む方は、宿泊事業者のページをご覧ください。（重複受給はできません。）

問12 移動販売（キッチンカーなど）・露天商・屋台等は対象となりますか。

飲食店営業の許可を受けている場合は、市内に住所を有し、市内で営業している方に限り、移動販売車等を店舗とみなしますので、対象となります。

十和田市事業継続緊急対策給付金事業に係るQ&A

【飲食業者】

問13 支給金額はいくらですか。

1 店舗あたり20万円です。

ただし、令和元年（平成31年）の減収月と同月の売上高が20万円未満の場合は、その額（千円未満切捨て）が支給金額の上限となります。

問14 飲食店を2店舗以上経営している場合の売上高の計算方法について教えてください。

①支給対象者の判定（30%以上の減少率の計算方法）

店舗ごとではなく、市内で営む飲食店舗の売上高の合計が、減収月と令和元年（平成31年）同月とを比較して30%以上減少している方が対象となります。市外の店舗や、飲食業以外の事業の売上は含みません。

②支給金額の計算方法

各店舗ごとに、令和元年（平成31年）の減収月と同月の売上高と20万円を比較し、それぞれいずれか低い方の額（千円未満切捨て）の合計が支給金額となります。

※詳しくは記入例をご覧ください。

問15 3種類以上の感染対策取組み状況がわかる写真の具体例を教えてください。

写真の具体例として、次のようなものが挙げられます。

- ・店内への消毒液の設置状況がわかる写真
- ・お客様へ検温をお願いしている場合は、体温計の設置状況などの写真
- ・パーティションの設置や、間隔を空けて座れるような座席配置の工夫がわかる写真
- ・お客様へ向けた注意喚起を掲示していることがわかる写真
(手指消毒への協力や、食事中以外のマスク着用のお願、体調に異常がある場合に店内飲食をお断りする旨の掲示など)
- ・従業員のマスクやフェイスガードの着用状況がわかる写真
- ・トイレのハンドドライヤーは使用中止し、ペーパータオル等を設置している場合は、その取組み状況がわかる写真など

上記のほか、業種ごとのガイドラインについては、内閣府や厚生労働省、県庁ホームページ等をご確認ください。